

報第 17 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

消防機具庫敷地の草刈り作業中に刈払機が隣接の境界柵へ接触した物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 12 号

損害賠償の額の決定について

令和 8 年 6 月 1 日に酒田市広野字上通地内で発生した消防機具庫敷地の草刈り作業による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 22 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (境界柵)	酒田市広野字上通 20 番地	境界柵損傷	48,400 円

報第18号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月3日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

公用車のドアを開けた際に隣接の車両へ接触し損傷させた事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 13 号

損害賠償の額の決定について

令和 8 年 1 月 27 日に酒田市本町二丁目地内で発生した公用車のドアを開けた際の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 6 月 23 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市本町二丁目 1 番 4 1 号 駐車場内	助手席側リアドア 損傷	61,292 円

報第19号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月3日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

緊急銃猟に伴う建物への着弾による物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

專第 14 号

損害賠償の額の決定について

令和８年３月２５日に酒田市中野俣〇〇〇地内で実施した緊急銃猟に伴う物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年7月6日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被 害 状 況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○ ○ ○ ○ (建物)	酒田市中野俣○○ ○○○○○ 倉庫内	建物壁面損傷	1 4 6 , 3 0 0 円

報第 20 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 3 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

公用車運転中の事故による損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものである。

専第 15 号

損害賠償の額の決定について

令和 8 年 4 月 22 日に酒田市福山字竹ノ内地内で発生した公用車運転中の事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 7 月 6 日専決

酒田市長 矢 口 明 子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (車両)	酒田市福山字竹ノ 内 7 番地付近 県道升田観音寺線 丁字路	助手席側前照灯及 びフロントバンパ ー損傷	10,479 円